

松戸市告示第282号

令和6年能登半島地震における市税に関する申告期限等の指定について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）第8条第1項の規定により、令和6年1月17日付け松戸市告示第25号（令和6年能登半島地震における市税に関する申告期限等の延長について）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住し、又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に期限の到来するものについては、令和7年10月31日とする。

令和7年9月24日

松戸市長 松戸 隆 政



都道府県名	地 域
石川県	輪島市・珠洲市・鳳珠郡穴水町・鳳珠郡能登町